

農地法 3 条申請に必要な書類

農地法 3 条に基づく申請書は次のとおりです。毎月 25 日頃までに受付した申請書を翌月の農業委員会総会で審議します。

・申請書（各 2 部）

申請書	提出者等	確認
様式 1	すべての申請者	
様式 2	原則すべての申請者（※注）	
様式 3	使用貸借又は賃貸借に限る申請者のみ提出（法第 3 条第 3 項の規定適用者）	
様式 4	次の特殊事由による申請者のみ提出 (1) 様式例 2 の不要な者の場合 (2) 農業生産法人以外の法人でその者の業務の運営に必要なものとしての権利設定（地方公共団体・医療法人・社会福祉法人・農協 他）	
様式 5	農業生産法人のみ提出	

・添付書類原本（各 1 部）

	添付書類	提出者等	確認
1	申請地の土地の登記事項証明書	岸和田法務局（交付後 3 カ月以内のもの）	
2	印鑑登録証明書	譲渡人 又は 設定人(貸渡人)	
3	住民票謄本（世帯全員・続柄記載のもの）	譲受人 又は 被設定人(借受人) （交付後 3 カ月以内のもの）	
4	耕作証明書 ※町内の農業者が取得する場合は不要	譲受人 又は 被設定人(借受人)	
5	誓約書	譲受人 又は 被設定人(借受人)	
6	現在の耕作状況一覧表	譲受人 又は 被設定人(借受人)	
7	申請地の位置図（1/10,000 程度）		
8	自宅等（住所地）から申請地への経路図	譲受人 又は 被設定人(借受人)	
9	申請地及び附近の地番を表示する図面（公図） ※インターネットで取得したものは、その旨と取得日、取得者の氏名を記載し、押印してください。	岸和田法務局（交付後 3 カ月以内のもの）	
10	法人の登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し ※定款、寄附行為には、原本に相違ない旨を記載し、押印してください。	申請者が農業生産法人の場合	
11	契約書の写し	法第 3 条の 3 による使用貸借又は賃貸借に限る申請の場合	
12	組合員名簿又は株主名簿、社員名簿の写し	農業生産法人が権利を取得する場合	
13	構成員が承認会社であることの証明書、その構成員の名簿	農業生産法人が権利を取得する場合で、農業法人投資育成事業を営もうとする株式会社が構成員である場合	
14	構成員と農業生産法人との契約書の写し	農業生産法人が権利を取得する場合で、関連事業者が構成員である場合	

※注 次の場合は、様式 2 の提出が不要です。

- (1) 地上権・地役権の権利設定
- (2) 農業協同組合・農業協同組合連合会が農協法第 10 条第 2 項又は同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号における権利設定
- (3) 権利取得者が景観整備機構

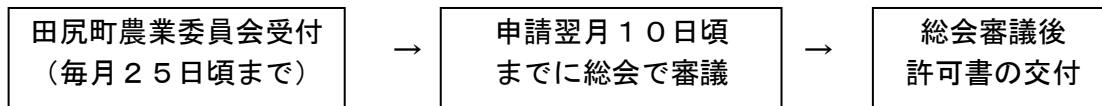
※その他 ① 土地登記簿謄本の所有者の住所が現住所と違う場合は、つながりのわかる住民票又は戸籍の附表が必要です。（交付後 3 カ月以内のもの）

② 申請者や内容により他の書類提出を求める場合があります。（戸籍謄本等）

本申請を行う場合の下限面積について

農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段の面積は「20アール」です。また、適用する区域は「田尻町内全域」です。

本申請の許可までの流れ



また、総会において追加資料等が必要となり、許可までの日数が遅くなる場合もありますので、ご理解ください。